

技術導入契約の締結に関する届出書の記入の手引

1. 届出が必要な取引または行為

「技術導入契約の締結」とは、居住者が非居住者（非居住者の在日支店等を含む）との間で行う、次の(1)、(2)に係る導入契約の締結をいいます。

- (1) 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、その他の技術（契約製品の製造、加工等に関する技術<ノウハウ等>）に関する権利の譲渡、実施権や使用権の設定
- (2) 事業の経営に関する技術の指導

外為法上、届出が必要となるのは、上記(1)のうち、「指定技術」<注1>に係る新規の技術導入契約の締結であって、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものです（法30条）。また、契約条項の変更を伴う地位の承継で(4)に該当する場合も本届出書による提出が可能です。

ただし、非居住者の本邦にある支店、工場、その他の事業所が独自に開発した技術を導入する場合は、届出不要です。

- (1) 技術導入契約の対価が1億円相当額<注2>超または不確定のもの。
- (2) クロスライセンス契約(契約当事者が相互に自分の所有する技術の実施権を供与し合う契約)。
- (3) 親子間ライセンス契約(総議決権の50%以上を保有する海外の親会社から技術を導入する契約)。
- (4) 契約条項の変更を伴う地位の承継<注3>で、変更の結果、上記(1)～(3)のいずれかになるもの。

<注1> 「指定技術」とは、次の5技術をいいます。

- (a) 航空機に関する技術
- (b) 武器に関する技術
- (c) 火薬類の製造に関する技術
- (d) 原子力に関する技術
- (e) 宇宙開発に関する技術

<注2> 外貨の換算は外為法第7条に定める「基準外国為替相場または裁定外国為替相場」により換算して下さい。

<注3> 「地位の承継」とは、技術の提供側、導入側を問わず、契約当事者の一方が、合併や権利の譲渡等により変更されることをいいます。

2. 届出の時期

契約締結の日前3か月以内。

3. 提出書類および提出部数

「技術導入契約の締結・変更に関する届出書」（別紙様式第九）・・・3通

4. 名宛大臣

届出書の名宛大臣とは、財務大臣および導入する技術を受け入れる事業の所管大臣をいい、届出書の名宛大臣記載箇所に記載します。事業所管大臣および導入する技術が届出の対象かどうか判断に迷う場合は、届出者から各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）に照会して下さい。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点）

◎オンラインシステムは 6：00～22：00 まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は 15：30** です。ただし、15：30 までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、**「送信日」**を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付（郵送）いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。

技術導入契約の変更に関する届出書の記入の手引

1. 届出が必要な取引または行為

「技術導入契約の変更」とは、居住者が非居住者（非居住者の在日支店等を含む）との間で行う、次の(1)、(2)に係る技術導入契約の変更をいいます。

- (1) 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、その他の技術（契約製品の製造、加工等に関する技術<ノウハウ等>）に関する権利の譲渡、実施権や使用権の設定
- (2) 事業の経営に関する技術の指導

外為法上、届出が必要となるのは、上記(1)のうち、既に締結した「指定技術」<注1>に係る契約の条項変更<注2>であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当するものです。

ただし、非居住者の本邦にある支店、工場、その他の事業所が独自に開発した技術を導入する場合は、届出不要です。

- (1) 対価1億円相当額超または不確定（クロスライセンス契約<注3>、親子間ライセンス契約<注4>を含む）の指定技術の導入契約に新たに「指定技術」を追加するもの。
- (2) 報告済の「対価1億円相当額以下<注5>の指定技術」に係る対価の変更であって、対価が1億円相当額超<注5>となるもの。

<注1> 「指定技術」とは、次の5技術をいいます。

- (a) 航空機に関する技術
- (b) 武器に関する技術
- (c) 火薬類の製造に関する技術
- (d) 原子力に関する技術
- (e) 宇宙開発に関する技術

<注2> 契約条項の変更の対象となるのは、既に提出している報告書または届出書の次の項目に係る変更です。

- (a) 技術の種類
- (b) 契約期間
- (c) 技術導入の対価
- (d) 契約条項の概要
- (e) 技術の内容

<注3> 契約当事者が相互に自分の所有する技術の実施権を供与し合う契約をいいます。

<注4> 総議決権の50%以上を保有する海外の親会社から技術を導入する契約をいいます。

<注5> 外貨の換算は外為法第7条に定める「基準外国為替相場または裁定外国為替相場」により換算して下さい。

なお、技術導入契約の譲渡等により一方の当事者が変更される「地位の承継」は、「技術導入契約の**変更**に関する届出書」ではなく、「技術導入契約の**締結**に関する報告書」を提出して下さい。

2. 届出の時期

変更契約締結の日前3か月以内。

3. 提出書類および提出部数

- ・「技術導入契約の締結・変更に関する届出書」（別紙様式第九）…3通

・添付書類

- (1)原届出に係る手続きを書面により行った場合

原届出受理証（写）…3通

- (2)原届出に係る手続きを電子情報処理組織を使用して行った場合^(注)

届出書、届出受理証を印刷した書面…3通

(注) 原届出に係る手続きを、平成17年7月19日から平成25年12月30日までの間、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を使用して行った場合に限る。

4. 名宛大臣

届出書の名宛大臣とは、財務大臣および導入する技術を受け入れる事業の所管大臣をいい、届出書の名宛大臣記載箇所に記載します。事業所管大臣および導入する技術（または追加する技術）が届出の対象かどうか判断に迷う場合は、届出者から各省庁の担当窓口（「外為法に報告書等に関する照会先一覧」参照）に照会して下さい。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

◎オンラインシステムは 6:00~22:00 まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は 15:30** です。ただし、15:30 までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「**送信日**」を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付（郵送）いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。